

令和 2 年 度

定 例 監 査 報 告 書
財 政 援 助 団 体 監 査 報 告 書
工 事 監 査 報 告 書

本 庄 市 監 査 委 員



本監発第58号
令和3年3月16日

本庄市長 吉田信解様
本庄市議会議長 広瀬伸一様
本庄市教育委員会教育長 勝山勉様

本庄市監査委員 岩堀薫
本庄市監査委員 柿沼光男

定例監査等の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項、第5項及び第7項の規定により、令和2年度の定例監査等を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり報告します。

目 次

I	定例監査	1頁
	第1 監査の対象及び執行期日	1頁
	第2 監査の着眼点	1頁
	第3 監査の実施内容	1頁
	第4 監査の結果	2頁
	令和2年度 定例監査日程	5頁
II	財政援助団体監査	6頁
	第1 監査の対象及び執行期日	6頁
	第2 監査の着眼点	6頁
	第3 監査の実施内容	6頁
	第4 監査の結果	7頁
III	工事監査	8頁
	第1 監査の対象及び執行期日	8頁
	第2 監査の着眼点	8頁
	第3 監査の実施内容	8頁
	第4 監査の結果	8頁

別添 工事技術調査結果報告

I 定例監査

第1 監査の対象及び執行期日

「令和2年度定例監査日程」（5頁）のとおり

第2 監査の着眼点

令和2年度監査においては、令和2年4月1日施行の本庄市監査基準及び令和2年度本庄市監査実施計画に基づき監査項目ごとに下記着眼点のもと実施した。

- ア 予算の執行は、計画的かつ効率的に実施されているか。
- イ 調定の時期及び手続、納期限の設定などが適切であるか。
- ウ 違法若しくは不当な支出又は不経済な支出がなされていないか。
- エ 契約書、見積書等関係書類が确实かつ的確に整備されているか、契約の履行期限、仕様書に基づく履行が適切であるか。
- オ 財産の取得及び処分の手続が適切に実施されているか。
- カ 現金の取り扱いが適正に行われているか。

第3 監査の実施内容

定例監査においては、実施にあたって事前提出資料として、例年確認を行っている当該年度主要事業の事業別調書のほか、各部署で契約の事務手続きが適正に行われているのか確認するため、随意契約の中から一部を抽出し、関係書類の提出を求めた。また、今年度は、現金の管理状況を把握するため、全部署に対し現金の取り扱いに関する調書の作成・提出を求めた。

提出されたこれらの資料をもとに、関係諸帳簿との適合性について調査を行うとともに、関係職員から事務・事業の概要、執行状況、今年度の重点及び課題等についても説明を求めて監査を実施した。

第4 監査の結果

財務に関する事務の執行状況及び経営に係る事業の管理状況は、全体的に地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨に則り、関係法令及び条例、規則等に基づいて適正に、合理的かつ効率的に執行され、所期の目的に沿う成果をあげているものと認められた。しかしながら、一部では改善を要する事務処理が見受けられたので、適切な処置を講じ、以後に実施する事業においても改善内容を反映させられたい。

なお、監査の執行過程において、口頭にて指示を行ったものについても、適正な事務の執行をされるよう併せて要望する。

1 契約に関する事務について

令和2年度に工事請負契約、修繕請負契約及び業務委託契約として契約を締結したもののついて契約業務全体の状況を把握したうえで試査対象の契約を特定して所管部署に決裁文書や契約書等の関係書類の提出を求めた。

監査にあたっては、本庄市契約規則等の規定に従い契約事務が適正に執行されているか、また、昨年度までに指摘又は注意した事項が改善されているかについても留意して、提出された書類の審査を行い、必要に応じて監査委員事務局職員が担当者からの聞き取りを実施した。

契約事務については、概ね適正に執行されていることが確認できたが、一部に次のとおり改善を要する事例が見受けられた。このなかには、前年度の定例監査での指摘により不適切な事例が改善された部署が多いなか、今年度も改善されていなかった部署がわずかにみられる。所管部署において適正な事務処理の徹底を図るとともに、指摘対象でない部署においても市全体の問題として今般の指摘事項について周知徹底を図り、適正な事務処理を実施するようあらためて取り組まれたい。

- (1) 本庄市契約規則第28条では、原則見積書を徴することとされているにもかかわらず、特命随意契約による契約において徴取していない事例がみられた。また、見積書を徴取していても、前提となる事業実施起案

や見積依頼文書が作成されていない事例がみられたので改善をされたい。

- (2) 以前より定例監査指摘事項として、市内小規模事業者の事業機会を拡大するための小規模修繕契約希望者登録制度の活用を求めてきたところである。部署により活用に努めているところもみられるが、市全体としては、いまだに十分な活用とは言い難いことから、より利用が図られるよう改善を推進されたい。
- (3) 利用者への早期供用を図る理由や工事工程を理由として工事案件を複数の契約としている事例が見られた。事由・状況にもよるものの、契約締結にあたっては、内容を精査し、一括での契約可否を検討していただきたい。なお、適正な契約の指針として財政課から令和2年12月23日付け文書「不適切な分割発注の禁止について」が市全部署に向け通知されている。これは他市における不適切な契約の事件を契機に作成されたもので、市における内部統制に資するものとして各部署において周知徹底を行われたい。
- (4) 業務委託契約における完了検査結果の書面通知の未実施や軽微な工事請負契約における工事工程表の未收受など、業務委託契約に添付する本庄市業務委託契約約款、工事請負契約に添付する本庄市工事請負契約約款、本庄市建設工事監督要綱や特記事項に規定する書類の不備が散見された。公文書作成にあたり遺漏なきよう十分配慮されたい。
- (5) 一部の起案文書において決裁日、施行日、発注日の齟齬や日付の未記入があった。公文書作成にあたっては、十分な配慮と慎重を期し、適正に事務処理を行われたい。

2 現金の取り扱いに関する調書について

本庄市においては本庄市会計規則第3条により金銭出納を扱う部署に出納員（課長職）及び分任出納員（所属職員）を置き、出納業務を行っている。

いうまでもなく取り扱う金銭については市民等から寄せられた貴重な財産であり、その取り扱いにおいて厳重に正確に扱わなければならない。そこで、今年度の定例監査では、各所管課窓口等における現金の取り扱いについて調書の作成を求め、確認を行った。

この結果、本庄市会計規則第8条第3項に規定する現金出納簿の作成・運用がなされていない、同規則第29条第1項に規定する収納金の払い込みが当日または翌開庁日等早急に行われていない、出納員が複数人で現金の確認をしていない、つり銭が必要な場合の対応が適正ではないなどの事例が複数の部署で散見された。このため、市全体の問題として、会計管理者は、本庄市会計規則を基とした金銭の取り扱いに関するマニュアル等を作成、全部署あてに周知し、適正な運用を図られたい。

令和2年度 定例監査日程

監査期日	課名等	監査期日	課名等
10月28日(水)	水道課	11月12日(木)	環境推進課
10月29日(木)	オリンピック・パラリンピック支援室		商工観光課
	企画課	産業開発室	
11月5日(木)	広報課	農政課	
	財政課	市民活動推進課	
11月6日(金)	情報システム課	危機管理課	
	秘書課	市民課	
11月9日(月)	健康推進課	11月19日(木)	道路管理課
	教育総務課		建築開発課
11月12日(木)	学校教育課	営繕住宅課	
	生涯学習課	道路整備課	
11月15日(日)	文化財保護課	11月20日(金)	都市計画課
	スポーツ推進課		本庄西中学校
11月16日(月)	行政管理課	11月26日(木)	図書館
	課税課		金屋小学校
11月19日(木)	収納課	11月26日(木)	児玉中央公民館
	地域福祉課		支所総務課
11月22日(日)	生活自立支援課	11月26日(木)	支所環境産業課
	障害福祉課		下水道課
11月25日(水)	介護保険課		
	保険課		
11月28日(土)	子育て支援課		
	保育課		

出先機関については実地において、その他は本庄市役所会議室において監査を行った。日程に記載されていない課については書面による監査を行った。

II 財政援助団体監査

第1 監査の対象及び執行期日

対 象

- ・ 団 体 名 社会福祉法人 本庄市社会福祉協議会
- ・ 補助所管課 本庄市地域福祉課
- ・ 補 助 金 名 ①本庄市社会福祉協議会補助金 71,956,000 円
②本庄市社会福祉協議会特別活動事業補助金 3,000,000 円
- ・ 補 助 目 的 ①本庄市における地域福祉を推進している本庄市社会福祉協議会の運営を支援するため
②本庄市社会福祉協議会の事業活動を助成することにより、住民参加と自己実現への支援を図り、もって健康でしあわせな市民生活を築くため

執行期日 令和3年1月29日

第2 監査の着眼点

令和2年度監査においては、令和2年4月1日施行の本庄市監査基準及び令和2年度本庄市監査実施計画に基づき監査項目ごとに下記着眼点のもと実施した。

- ア 補助金の交付目的、補助対象事業が明確であり、市所管課において規則どおりに交付手続が行われているか。
- イ 団体の該当事業における事業計画書、予算書が市所管課へ提出した交付申請書に符合しているか。
- ウ 事業が計画及び交付条件に従って実施され、十分効果があげられているか。

第3 監査の実施内容

財政援助団体の監査は、地方自治法第199条第7項の規定により、補助金等の財政的援助を行っている対象事業が、目的に沿って適正かつ効果的に

遂行されているかを監査するものであり、今年度は「社会福祉法人 本庄市社会福祉協議会」について監査を実施した。

監査にあたっては、財政援助団体及び市の補助執行所管課に提出を求めた資料をもとに、財務執行及び事業執行状況について調査を行うとともに、関係職員から事務・事業の概要、執行状況、今年度の重点及び課題等についても説明を求めて監査を実施した。

第4 監査の結果

関係資料に基づき説明を受けたところ、事務処理は適正であり、事業も交付目的に沿って実施され、効果をあげていることが確認できた。

今年度は、前年度から続く新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の影響により、配食サービス事業をはじめ、様々な福祉事業の中止・縮小を余儀なくされた一方、1,000件を超える緊急小口資金貸付や総合支援資金貸付といった埼玉県社会福祉協議会貸付金の窓口対応業務に追われるなど、従来にない対応を余儀なくされたなか、職員が尽力されている状況が確認できた。

厳しい状況が続くなか、今後も、地域福祉の推進に積極的に取り組み、地域の人びとがみんなできさえあう「安心と共生のまちづくり」の実現に貢献していただきたい。

Ⅲ 工事監査

第1 監査の対象及び執行期日

対 象 本庄市立本庄東中学校擁壁改修工事
執行期日 令和3年1月28日

第2 監査の着眼点

令和2年度監査においては、令和2年4月1日施行の本庄市監査基準及び令和2年度本庄市監査実施計画に基づき下記着眼点のもと実施した。

- ・ 工事の計画、設計、契約及び施工が法令等に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうか。

第3 監査の実施内容

今年度施工中の工事から、契約金額、規模、進捗状況等を勘案して本庄市立本庄東中学校擁壁改修工事を監査対象として選定した。なお、監査の実施にあたっては、専門的見地から監査をするために、公益社団法人 大阪技術振興協会に工事技術調査業務を委託し、技術士支援による監査を実施した。

当該工事が法令等に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうかについて、計画、設計、積算、契約、施工状況、施工管理等に重点をおき、所管課に契約書類、工事設計書、関係図面等の提出を求め、公益社団法人 大阪技術振興協会から派遣された技術士の指導のもとに、関係職員から説明を聴取し、書類審査並びに工事現場の現地調査を行った。

第4 監査の結果

この結果、工事計画、設計方針をはじめ契約面や施工状況等は、概ね適正かつ効率的に執行され、安全面、管理面等にも配慮され、全体として良好に施工されていることが確認できた。

なお、技術士から工事技術調査結果報告の中で指摘された事項について十

分検討し、今後の工事に活かされたい。

工事技術調査結果報告については別添のとおりである。

別添

本庄市

令和2年度工事監査
技術調査結果報告書

令和3年3月5日

受託者名 公益社団

法人 大阪技術振興協会

調査員氏名 技術士(建設部門・総合技術監理部門) 熊井 文孝

調査実施日：令和3年1月28日(木)

調査場所：本庄市役所2階職員厚生室及び本庄市日の出4丁目地内

監査執行者：代表監査委員 岩堀 薫
監査委員 柿沼 光男

調査立会者：監査委員事務局
事務局長 小島 哲
監査係 係長 田端 貴彦
主査 澁澤 伸夫

調査対象工事：本庄市立本庄東中学校擁壁改修工事

【調査結果報告】

■対象工事名：本庄市立本庄東中学校擁壁改修工事

1. 工事内容説明者

・対象工事関係市職員

都市整備部	部長（技）	浜谷 恒平
都市整備部道路整備課	課長（技）	宮前 恒夫
〃	課長補佐兼道路維持係長（技）	吉村 俊行
〃	主査（技）	松村 貴之
企画財政部財政課	副参事（技）	岩井 正喜
〃	課長補佐兼契約検査係長	福島 和孝
〃	主任	五十嵐健太
〃	主任	高柳 洋資
教育委員会事務局		
教育総務課	課長	笠原 栄作
〃	課長補佐兼施設係長（技）	関根 博

・工事関係者

株式会社井田建設	代表取締役	井田 直貴
	現場代理人兼主任技術者	平岡 粒司

2. 工事概要

- 1) 工事場所 本庄市日の出4丁目地内
- 2) 工事内容
 - 工事延長 L=56.9m
 - 擁壁工（垂直擁壁） L=45.0m
 - 擁壁工（その他） L=11.9m
 - 排水工（U300側溝） L=16.0m
 - 構造物撤去工 1式
 - 安全施設工 1式、他
- 3) 入札方式 一般競争入札
- 4) 工事請負会社 株式会社井田建設
- 5) 現場代理人 平岡 粒司
- 6) 主任技術者 平岡 粒司（1級土木施工管理技士）
- 7) 設計業者 井田起業株式会社
- 8) 施工監理委託業者 なし（自主監理）
- 9) 事業費（消費税含む）
設計金額 26,721,200円

契約金額 26,689,300 円

- 10) 工事期間 令和2年10月6日～令和3年3月18日
- 11) 工事進捗状況 計画出来高44%、実施出来高18%（令和2年12月末日現在）
- 12) 公告日 令和2年9月9日
- 13) 開札年月日 令和2年10月2日
- 14) 契約年月日 令和2年10月6日
- 15) 履行保証 東日本建設業保証株式会社による保証
- 16) 前払金保証 東日本建設業保証株式会社による保証
- 17) 工事監督員

総括監督職員 課長補佐 吉村 俊行
担当監督職員 主 査 松村 貴之

3. 工事監査・技術調査における所見

当該工事の目的は、平成30年6月に発生した大阪北部を震源とする地震による学校ブロック塀の倒壊事故を受けた災害防止対策工事である。今回の技術調査は、地震災害時に発生する恐れのある倒壊災害を防止するために発注された当該工事における計画、設計、積算、契約、施工及び施工管理に関する各段階における適合性について、午前は本庄市役所2階職員厚生室において書類調査及び聞き取り調査を行った。また、午後から現地において現場保安措置、掲示物及び施工状況について確認した。その結果について申し述べる。

(1) 計画について

- ア、当該工事は、平成30年6月に発生した大阪北部を震源とする地震による学校ブロック塀の倒壊事故を受けた災害防止対策工事である。計画は、当該工事地域における道路の安全確保及び快適な生活環境を維持する上で不可欠な構造物であることから妥当な計画である。
- イ、工事施工の決裁手続きは、「本庄市文書取扱規則」に基づき適正に行われていることを確認した。

(2) 設計について

- ア、当該設計は、プレキャスト垂直擁壁工法を採用している。この工法によると、練積みの既設構造物に比べて、垂直構造であるため道路幅を広く確保できることから、妥当な選択である。
- イ、工事期間の算定は、「埼玉県土木工事標準積算基準書 令和元年10月1日発行 埼玉県」に基づき算出したとの説明を受けた。適正である。
- ウ、当該工事特記仕様書において、「プレキャスト垂直擁壁工法」は本庄市として初めて採用する工法であるから、設計の意図、工法の特徴及び施工に当たっての注意事項等を記載し、請負会社に対し注意喚起を行うことは本工法の定着にとって有効であるので、今後、新工法を採用する場合には配慮していただきたい。

エ、設計に使用した基準及び参考資料の内代表的に以下の2つについて聞き取り調査し、また、現物を確認した。その結果資料は最新版管理が行われ適正であることを確認した。

①道路土工 擁壁工指針（平成24年度版） 公益社団法人 日本下水道協会

②道路設計の手引き 道路編 令和2年3月発行 埼玉県県土整備部

（3）積算について

ア、積算に使用した主な基準及び資料について調査した。基準等はルールに基づき最新版管理が行われていることを聞き取り確認し、代表的に下記の2つの基準等について現物を確認した。適正である。

①土木工事標準積算基準書（工事編・その1） 令和元年10月1日発行 埼玉県

②令和2年度土木工事設計単価表 7月1日（8月部分改定版） 令和元年8月1日発行 埼玉県

イ、業者見積単価の決定方法について聞き取り調査した。業者見積り単価は、埼玉県発行の「建設工事に係る見積り取り扱い要領【土木工事】」に基づき3社以上から見積もりを徴収し、そのうち平均値を参考に決められていることを確認した。適正である。

ウ、設計内訳書の照査は、積算システムを利用して設計者及び改算者がチェック（ダブルチェック）を行い、数字の誤り及び誤積算がないかについて確認しているとの説明を受けた。妥当である。

（4）契約について

ア、入札方式は、一般競争入札であることを確認した。落札者の決定は、「本庄市建設工事請負等競争入札執行要領」に基づき行っているとの説明を受けた。適正である。

イ、予定価格、最低制限価格の算定及びこれらの秘密保持方法について調査した。予定価格及び最低制限価格は、工事設計書に基づき入札執行前に市長が決定している。金額が記された調書は押印し封書に入れ封印し厳密な管理を行っているとの説明を受けた。妥当である。

ウ、履行保証及び前払金保証は、適正に行われているか確認した。履行保証については、契約約款に基づき契約金額の100分の10以上の保証事業者による保証証書が提出されていること、また、前払金保証は、「本庄市公共工事前金払要綱」に基づき保証事業者の発行する保証証書が提出されていることを確認した。適正である。

エ、契約金額が1千万円を超え5千万円以下のものについて、1万円の収入印紙を添付することになっている。契約書を調査した結果、1万円の収入印紙が貼付され、消印されていることを確認した。適正である。

オ、監督職員通知書が発行されているか調査した。監督職員通知書は令和2年10月6日に発行されていることを確認した。適正である。

カ、現場代理人及び主任技術者届は、適正に提出されているかについて調査した。これら

の届は、令和2年10月6日に請負会社から提出されていることを確認した。適正である。

(5) 施工及び施工管理について

1) 書類関係

ア、施工計画書は、設計図、特記仕様書及びその他関係仕様書等に基づき、当該工事を施工するための基本事項について示すものである。当該工事の施工計画書を受領する際は、内容を確認し、設計図書で求めている施工意図が盛り込まれているかについて調査した。その結果、ほぼ設計意図を理解し、計画が定められていることを確認した。妥当である。

しかし、施工計画書をさらに良くするために留意していただきたい事項を以下に示すので、今後、請負会社の指導をお願いする。

① 施工計画書にページ番号がない。ページ番号をふると見やすくなり、いろいろな機会に施工計画書を利用できるのでお勧めする。

② 当該工事は、プレキャスト垂直擁壁工法を指定工法としているため、プレキャストブロック購入費用が全工事費の中の大きな比重を占めている。従って、ブロック材料を購入し、納入検査で合格した同ブロック材をどのように資材置場で保管するかは重要な管理項目となっている。これらの購入資材管理を「施工計画書の施工管理」の項に記載することは極めて重要な項目であるので、資材置場の設置図、管理者氏名及び管理方法（盗難防止対策を含）を記載することをお勧めする。

イ、当該工事の進捗度合いは、令和2年12月末現在において26%の遅れとなっていることを確認した。一般的工事において工期回復が図れる限度に近い遅れであるので、発注者及び受注者が一体となり、最善策を検討し、安全に工事を進めていただきたい。

ウ、材料使用承諾書のうちプレキャスト垂直擁壁用ブロックに関する提出資料を調査した。その結果、材料の適否を判断するに足る関係書類及び関係写真が提出されており妥当である。

エ、工事写真は、撮影後できるだけ早く確認し、工事写真に撮影されている状況が、設計の意図を裏付けるものであるか必ず確認を行い、請負会社に整理させるように留意していただきたい。

2) 現場管理

ア、調査当日の作業は、小口止め擁壁工の型枠組立が施工中であった。作業は、安全対策を守って丁寧に行われていた。特に問題はない。

イ、安全施設及び道路使用許可証の掲示状況を調査した。安全施設は、通行車両及び通行者の安全を考慮した許可条件に基づいた施設であることを確認した。また、道路使用許可証が現地に掲示されていることを確認した。何れも妥当である。

- ウ、工事現場掲示物は、工事現場及び工事事務所ヤードに設置されていることを確認した。問題ない。
- エ、資材置場を調査した。資材置場には、プレキャスト垂直擁壁に使用する購入材が、整理されて留置されていた。調査日にはまだ材料納入検査を受けていないとの説明であったが、台木の上に整然と整理されていることを確認した。妥当な管理であるが、盗難防止策を考慮すると完璧な管理体制となる。
- オ、ガードマンは、作業日に3名が配置され、第三者優先の誘導を行っていることを確認した。設計では2名体制にしているが、道路の構造上3名体制が望ましいと考えられる。
- カ、施工現場及び資材置場は、整然としている。また、設計図書等に則り施工していることを確認した。

4. 総合的所見

当該工事の調査に提示された計画、設計、積算、契約、施工及び施工管理に関する各段階における適合性について、書類及び聞き取り調査を実施した。また、現地において掲示物、施工状況及び工事現場の維持管理等について調査した。

その結果、特に指摘する事項はなく適正に工事が執行されているものと判断した。しかし、3. 工事監査・技術調査における所見の各項目に、配慮していただきたい事項を記載したので適切に対応され、今後の施工に活かしていただくことを願っている。

以上

